

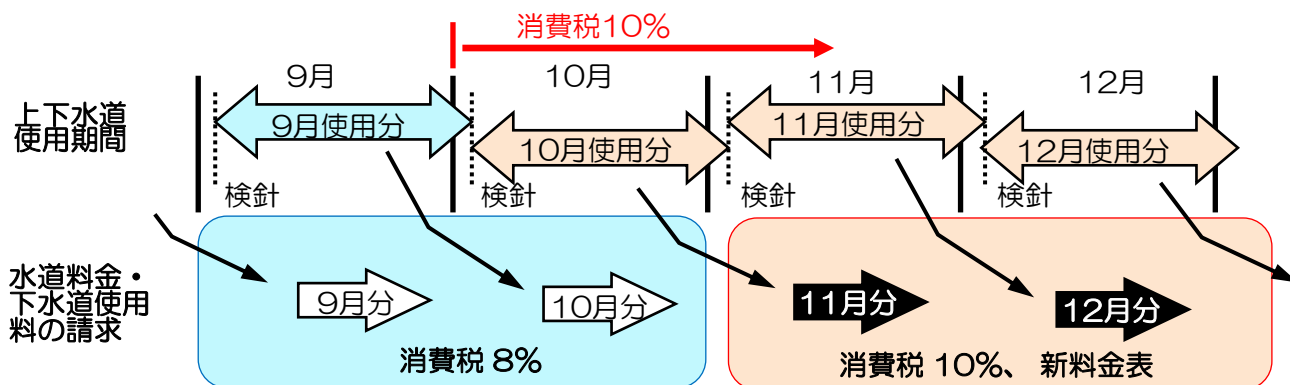
消費税率改定による 水道料金・下水道使用料の改定について

平素から佐渡市水道事業にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。令和元年10月1日からの消費税率の引き上げに伴い、佐渡市の水道料金・下水道使用料も次のとおり、新消費税率の増加分を転嫁した料金に改定させていただきます。（※下水道使用料は下水道加入者のみ対象です。）

◆ いつからか

令和元年11月分（10月使用分）から、新しい料金により計算をさせていただきます。

※ 新設又は口径変更（増径）の際に必要な加入金についても改定となります。改定後の加入金は10月1日以降の申込分から消費税10%が適用となります。⇒裏面「加入金(水道)の比較について」



◆ 改定の内容について

1 消費税率が「10%」になります。

消費税率の引き上げに伴い、消費税率を10%として計算します。

※ 料金本体額（税抜額）の値上げではありません。

2 消費税の計算方法が内税から「外税方式」になります。

改定前の料金表は、消費税を含んだ料金（内税）となっておりますが、改定後の「外税方式」では税抜で計算した料金（基本料金と超過料金の合計）に消費税相当額を加算します。（1円未満は切捨て）

（注）消費税相当額は、水道料金・下水道使用料ごとにそれぞれで計算します。

◆ 新旧料金表の比較について

改定前(令和元年10月分まで)

【内税方式】※表示額は消費税込み				
種別	用途	メ-タ-口径 mm	基本料金(円) 0~10m (1カ月につき)	超過料金(円) 11m~
水道 料金	一般用	13	1,852	1mにつき 255
		20	1,893	
		25	3,086	
		30	4,217	
		40	6,995	
		50	12,652	
		75	24,582	
		100	45,566	
	臨時 給水	13~25	4,320	453
		30~	8,640	
	船舶給水 用	—	—	255
下水道 使用料	一般	口径すべて	1,852	236

（下水道使用料は下水道加入者のみ）

改定後(令和元年11月分から)

【外税方式】※表示額は消費税抜き				
種別	用途	メ-タ-口径 mm	基本料金(円) 0~10m (1カ月につき)	超過料金(円) 11m~
水道 料金	一般用	13	1,715	1mにつき 236
		20	1,753	
		25	2,858	
		30	3,905	
		40	6,477	
		50	11,715	
		75	22,762	
		100	42,191	
	臨時 給水	13~25	4,000	419
		30~	8,000	
	船舶給水 用	—	—	236
下水道 使用料	一般	口径すべて	1,715	218

※実際の請求額は、水道料金と下水道使用料ごとに基本料金と超過料金の合計に消費税相当額を加算します。（1円未満は切捨て）

（下水道使用料は下水道加入者のみ）

◆ 新しい計算方法について

○ 水道用途・口径は「一般用・13mm」、下水道は「一般」で、ともに15㎡使用した場合の計算例

※ 消費税相当額は1円未満切捨て

1 水道料金は次の①,②を合算して求めた額に消費税相当額を加えた額			
①水道口径13mmの基本料金(10㎡まで)	=	1,715円	
②5㎡×236円(11㎡~15㎡の超過料金)	=	1,180円	
①,②の合計(税抜き合計)	=	2,895円	
消費税相当額(税抜き合計の10%)	=	289円	※
水道料金	=	3,184円	

2 下水道使用料は次の①,②を合算して求めた額に消費税相当額を加えた額			
①「一般」の基本使用料(10㎡まで)	=	1,715円	
②5㎡×218円(11㎡~15㎡の超過料金)	=	1,090円	
①,②の合計(税抜き合計)	=	2,805円	
消費税相当額(税抜き合計の10%)	=	280円	※
下水道使用料	=	3,085円	

(下水道使用料は下水道加入者のみ)

◆ 消費税率引き上げ後のお支払い額への影響例

(水道料金)			税込額
水道用途・口径が「一般用・13mm」の場合			
水量	改定前	改定後	差額
10㎡まで	1,852円	1,886円	34円
20㎡の場合	4,402円	4,482円	80円
30㎡の場合	6,952円	7,078円	126円
40㎡の場合	9,502円	9,674円	172円

(下水道使用料)			税込額
下水道用途・「一般」の場合			
水量	改定前	改定後	差額
10㎡まで	1,852円	1,886円	34円
20㎡の場合	4,212円	4,284円	72円
30㎡の場合	6,572円	6,682円	110円
40㎡の場合	8,932円	9,080円	148円

◆ 加入金（水道）の比較について

改定前（令和元年9月30日申込分まで）

メーター口径	税込額	内消費税
13mm	54,000円	4,000円
20mm	108,000円	8,000円
25mm	168,480円	12,480円
30mm	243,000円	18,000円
40mm	432,000円	32,000円
50mm	675,000円	50,000円
75mm	1,518,480円	112,480円
100mm	2,700,000円	200,000円



改定後(令和元年10月1日申込分から)

メーター口径	税抜額	消費税	税込額
13mm	50,000円	5,000円	55,000円
20mm	100,000円	10,000円	110,000円
25mm	156,000円	15,600円	171,600円
30mm	225,000円	22,500円	247,500円
40mm	400,000円	40,000円	440,000円
50mm	625,000円	62,500円	687,500円
75mm	1,406,000円	140,600円	1,546,600円
100mm	2,500,000円	250,000円	2,750,000円

◆ 料金改定後の水道料金・下水道使用料の早見表は、佐渡市のホームページをご覧ください。また、上下水道課、本庁総務課金井地区支援室、各支所及び各行政サービスセンターの窓口にも備えてあります。

◆ 問い合わせ先（平日8時30分～17時15分）

○ 水道料金の改定に関すること	電話 0259-55-3173	水道総務係
○ 水道料金の改定以外の料金に関すること	電話 0259-55-3123	業務係
○ 加入金に関すること	電話 0259-55-3114	水道維持管理係
○ 下水道使用料に関すること	電話 0259-55-3115	下水道総務係